

第14章 公害紛争処理制度

第1 公害審査会制度

公害紛争処理法では、公害紛争を処理する機関として、国に中央公害審査委員会を、都道府県に都道府県公害審査会を設置（これを設置しない都道府県は公害審査委員候補者名簿を作成）し、和解の仲介、調停および仲裁の手続により、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下および悪臭といったいわゆる典型公害に関する紛争を迅速に解決することとされている。

本府では、昭和45年11月1日、法律の施行と同時に、公害問題に造けいの深い弁護士や大学教授など10名で構成する大阪府公害審査会を設置した。

第2 大阪府公害審査会における紛争の処理状況

大阪府公害審査会が昭和46年度において手続を行なった事件は3件で、その内訳は、昭和45年度から継続中のものが1件、新たに申請のあったものが2件となっている。

なお、これらの事件の概要は次のとおりである。

(1) 八尾市久宝寺地区におけるカドミウムによる農作物等の被害にかかる損害賠償請求

申請年月日	昭和46年3月17日
受理年月日	昭和46年3月19日
調停委員	(長)万歳規矩樓、高橋實、堀内一彌
申請者	筒井孝和ほか32名 代表者 筒井孝和 寺川文夫 正野徳三 代理人 木村徳三
相手方	星電器製造株式会社
請求事項	① 廃棄処分にした米、サトイモの被害についての損害賠償として金106,000円の支払を求める。 ② 畑12アールについて深さ30cmの土の入れ換えを求める。 ③ 田44アールについて60cmの客土を求める。 ④ 精神的被害に対する慰謝料として金3,000,000円の支払を求める。
手続開催回数	19回（前年度から通算して21回）

(2) 大阪市大淀区中津浜通地区における高速道路大阪高槻線および都市計画街路淀川南岸線の建設取りやめ請求

申請年月日 昭和46年11月1日

受理年月日 昭和46年11月4日

調停委員 (長)谷口知平, 関田政雄, 永澤信義

申請者 小山仁示ほか352名

代理人 上坂明, 奥中克治, 木ノ宮圭造 真鍋正一

相手方 大阪市 代表 中馬 馨

阪神高速道路公団 代表 森壽五郎

請求事項 相手方等の計画中の高速道路大阪高槻線および都市計画街路淀川南岸線の建設を取りやめる。

手続開催回数 7回

(3) 大阪市西区立売堀南通地区における倉庫からの騒音・振動に伴う損害賠償請求

申請年月日 昭和47年2月15日

受理年月日 昭和47年3月24日

調停委員 (長)松山茂二郎, 喜田村正次, 吉富重夫

申請者 間林吉子

代理人 小林敏郎

相手方 株式会社畑中商店

代表者 畑中数馬

請求事項 相手方に対し金5,000,000円の支払を求める。

(内訳)① 家屋修理費として2,600,000円

② 慰謝料および営業損害金として2,400,000円

手続開催回数 1回